

I 事業の沿革と推移

1 沿革

(1) 本市水道の起源

本市における最初の水道は、新京阪鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）が自社経営住宅地に給水する目的で、昭和4年6月15日に起工し、同年12月1日に完成したものである。

この水道は、その後、昭和13年8月に簡易水道規則の適用を受け、また、昭和15年11月には水道条例（昭和32年水道法の制定により廃止となる。）の適用を受けて私設水道としての認可を得ていた。

一方、本市の水道事業は、昭和18年4月9日に京阪電気鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）から水道施設を無償譲渡されたのを機に、同年5月15日付けで事業認可を受け、同時に水道使用条例を制定し、供用開始に至った。これが本市水道事業の始まりである。

(2) 上水道拡張事業の経緯

区 分		第 7 次 拡 張 事 業		
		変更届出	一部変更(変更認可)	一部変更(変更認可)
認 可 申 請 年 月 日		平成24年 3月14日	平成31年 1月11日	令和6年 6月 7日
認 可 年 月 日		平成24年 3月16日	平成31年 1月31日	令和6年 7月10日
計 画 給 水 人 口		360,100人	352,500人	346,000人
計給 画水 量	1 日 最 大 給 水 量	126,200m ³	112,300m ³	105,300m ³
	1 人 1 日 最 大 給 水 量	352 ^{リットル}	319 ^{リットル}	304 ^{リットル}
	1 人 1 日 平 均 給 水 量	299 ^{リットル}	287 ^{リットル}	279 ^{リットル}
給 水 区 域 面 積		55.85Km ²	55.85Km ²	55.85Km ²
目 標 年 次		平成27年度	令和9年度	令和15年度
起 工 年 月 日		平成24年 4月 1日	平成30年 4月18日	令和7年 1月 7日
竣 工 年 月 日		平成28年 3月31日	平成31年 1月20日	令和8年 3月13日
事 業 費		-	2億円	3億円
概 要 の 計 画	水 源 地 関 係	変更届出により榎田浄水場及び川久保浄水場を追加	大冠浄水場 19号・20号井築造、 9号・10号・17号井廃止 二料浄水場を廃止 杉生浄水場を廃止	榎田浄水場 取水地点を変更 普通沈殿池を上向流固定 床砂ろ過に変更
	配 水 池 関 係	変更届出により榎田配水池を追加		
	今 回 計 画 に よ る 新 規 給 水 区 域	大字田能の一部・大字中畑の一部・大字出灰の一部・大字二料の一部・大字杉生の一部・大字川久保の一部		
	備 考	榎田地区・川久保地区簡易水道事業を水道事業に統合		

(3) 水道施設等整備事業の経緯

区 分	第7次水道施設等 整備事業	第8次水道施設等 整備事業	第9次水道施設等 整備事業
計 画 目 標 年 次	平成27年度	令和2年度	令和7年度
工 期	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日(5か年)	平成28年4月1日～ 令和3年3月31日(5か年)	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日(5か年)
計 画 給 水 人 口	357,400人	351,500人	344,100人
計 画 給 水 量	116,500m ³	113,500m ³	105,100m ³
	1人1日最大給水量	326 ^{リットル}	306 ^{リットル}
	1人1日平均給水量	293 ^{リットル}	275 ^{リットル}
事 業 費	30億円	52億円	88億円
議 決 年 月 日	平成23年3月16日	平成28年3月28日	令和3年3月26日
整 備 計 画	日吉台配水池3号池改築 日吉台配水池1・2号池耐震補強、内部防水 城山第1配水池2号池内部防水 大冠配水池2号池内部防水 大和第1配水池施設改築(平成28年度継続) 水質自動計測器設置 大冠浄水場エアレーションタワー耐震補強 大冠浄水場管理棟耐震補強 清水受水場管理棟耐震補強 水質試験室改修 耐震貯水槽設置 配水管布設 計画道路内配水管整備 幹線管整備 経年幹線管更新 水管橋耐震補強	阿武山配水池2号池築造 城山第1配水池緊急遮断弁設置及び場内配管 大冠浄水場取水井築造 五領受水場機能縮小に伴う施設更新 大冠浄水場集中監視システム更新 大冠浄水場配水ポンプ及び電気設備整備 耐震貯水槽設置 重要管路及び基幹管路の耐震化 他事業に伴う管路整備 災害対策連絡管布設	大冠浄水場2号池改修及び場内配管整備 城山第1配水池擁壁部対策 奈佐原受水池改修 大冠浄水場4・5号配水ポンプ設備更新 大冠浄水場発電機棟築造 大冠浄水場発電設備設置 大冠浄水場内配管整備 水道部庁舎耐震改修 檜田浄水場取水施設等整備 重要給水施設管路及び基幹管路の耐震化 他事業に伴う効率的な管路整備
備 考			

2 事業の推移

年月	事 項
昭和	
4. 11	創設 新京阪鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）が経営する住宅地に供給する目的で私設水道を布設
18. 4	京阪電気鉄道株式会社（現在の阪急電鉄株式会社）より水道施設（中央水源地）の無償譲渡を受ける
18. 5	水道使用条例制定、市営水道として供用開始
36. 4	地方公営企業法全部適用
36. 7	府営水道から受水開始（庭窪浄水場系統）
39. 7	大冠水源地新設（仮設）
39. 7	府営水道村野浄水場系統より受水開始
40. 3	水道料金改定案原案可決（40. 4実施）改定率 基本料金43%、超過料金50%
40. 4	府営水道値上げ実施 12円50銭/㎥（昭和30年4月1日実施）から16円/㎥（28.00%：昭和40年4月1日改正）
40. 11	大冠水源地増設（本建築）
43. 3	水道料金改定案原案可決（43. 4実施）平均改定率 25.19% 同時に加入金制度の導入
44. 3	大冠水源地増設
47. 6	大冠水源地増設
48. 7	異常渇水により、府営水道から受水量15%制限あり、市内全域に節水を呼びかけ プール給水を制限する
49. 1	水道新庁舎にて執務開始（桃園町）
49. 6	府営水道値上げ実施 16円/㎥（昭和40年4月1日改定）から19円70銭/㎥（23.13%：昭和49年6月1日改定）
49. 9	水道料金改定案修正可決（11月1日実施）平均78.07%（口径別料金体系採用）
49. 9	加入金改定案修正可決（11月1日実施）改定率900%
51. 4	水道施設等整備事業着工
51. 10	府営水道値上げ実施 19円70銭/㎥（昭和49年6月1日改定）から29円70銭/㎥（50.76%：昭和51年10月1日改定）
52. 2	2月16日～20日異常寒波襲来で水道管の破損事故多発（約3,900件）
52. 8	異常渇水により、府営水道から受水量10%制限あり、市内全域に節水を呼びかける
52. 9	水道料金改定案修正可決（10月1日実施）平均48.22%
52. 10	下水道使用料との徴収事務一元化を実施
52. 10	府営水道値上げ実施 29円70銭/㎥（昭和51年10月1日改定）から43円70銭/㎥（47.14%：昭和52年10月1日改定）
53. 9	異常渇水により府営水道から受水量10%制限があり、市内全域に節水を呼びかける
53. 10	府営水道値上げ実施 43円70銭/㎥（昭和52年10月1日改定）から48円70銭/㎥（11.44%：昭和53年10月1日改定）
56. 2	異常寒波襲来で水道管の破損事故多発（約5,000件）
56. 3	水道におけるトリハロメタン対策について厚生省通知（当面制御目標値0.10mg/l）
56.8～9	水道水のカビ臭発生（琵琶湖での植物性プランクトン、アナベナ異常発生によるもので淀川を取水源とする水道で発生。）
57. 3	水道料金改定案修正可決で2段階改定に、実施は昭和57年10月から平均改定率21.50% 及び昭和58年10月から平均8.41%（現行対比31.73%）
57. 10	水道料金改定実施（57.3議決）平均改定率21.50%
57. 12	京都市西京区大原野出灰町へ分水開始

年月	事 項
昭和	
58. 7	大冠浄水場エアレーション設備稼動
58.10	水道料金改定実施(57.3議決) 平均改定率8.41%
59. 2	異常寒波襲来で水道管の破損事故多発(約1,900件)
59. 2	水道におけるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1.1.1-トリクロロエタン対策について厚生省通知(暫定基準値トリクロロエチレン0.03mg/l以下、テトラクロロエチレン0.01mg/l以下、1.1.1-トリクロロエタン0.3mg/l以下)
59.10	府営水道値上げ実施 48円70銭/㎥(昭和53年10月改定)から57円20銭/㎥(17.45%:昭和59年10月1日改定)
59.10	琵琶湖異常渇水により、府営水道から受水量10%制限があり、市内全域に節水を呼びかける(第1次給水制限)
59.11	渇水の深刻化により府営水道20%カットの第2次取水制限実施。本市においても、自己水のフル稼働、市民への節水協力依頼等対策を強化
60. 3	第2次水道施設等整備事業計画策定
62. 3	第3次水道施設等整備事業計画策定
62. 6	大冠浄水場整備工事着手(～平成元年3月)
平成2. 3	改良型エアレーション5基完成(国庫補助第1号)
5. 4	府営水道値上げ実施 55円54銭/㎥(平成元年4月)から74円50銭/㎥(34.14%:平成5年4月1日改定)
5. 8	水道事業経営健全化計画策定
6. 4	水道料金改定実施(5.9議決)平均改定率34.15%
6. 8	異常渇水により淀川取水制限(8月22日第1次取水制限10%カット) 琵琶湖水位－94cm
6. 9	異常渇水により淀川取水制限(9月3日第2次取水制限15%カット) 琵琶湖水位－109cm 渇水対策本部設置(9月5日)市内全域に節水協力要請 異常渇水により淀川取水制限(9月10日第3次取水制限20%カット) 琵琶湖水位－116cm 琵琶湖水位最低－123cm(9月15日)
6. 9	台風等による大雨のため淀川取水制限一時解除(9月16日) 淀川取水制限(9月19日第3次取水制限20%カット)再開 琵琶湖水位－91cm 淀川取水制限(9月27日第2次取水制限15%カット) 琵琶湖水位－88cm
6.10	取水制限解除(10月4日) 琵琶湖水位－48cm 渇水対策本部解散(10月5日)
7. 1	阪神・淡路大震災により災害対策本部設置(1月17日)
8. 3	耐震性貯水槽設置(芝谷町中央公園、城跡公園(現高槻城公園)) (それぞれ容量100m ³)
8. 3	第4次水道施設等整備事業計画策定
9. 7	高槻市・摂津市連絡管布設(口径150耗)(災害応援体制)
9. 9	第4次水道施設等整備事業計画見直し
9.11	高槻市・茨木市連絡管布設(口径200耗)(災害応援体制)
10. 4	(財)高槻市水道サービス公社設立
12. 9	異常渇水により淀川取水制限 (9月9日取水制限10% 琵琶湖水位－95cm) 水位最低－97cm (9月18日取水制限解除 琵琶湖水位－50cm)
12.10	府営水道値上げ実施 74円50銭/㎥(平成5年4月)から88円10銭/㎥(18.3%:平成12年10月1日改定)
13. 2	大冠給水区域拡大(西町南部)

年月	事 項
平成	
13. 4	第5次水道施設等整備事業計画始まる
13. 10	清水受水場、芥川受水場遊休地の有効利用（有料駐車場）
13. 10	大冠給水区域拡大（川添、西町北部）
13. 12	水道料金改定実施（13年9月議決）消費税未転嫁相当額2%アップ
14. 3	水道工事の談合に係る損害賠償請求の提訴
15. 2	神内一丁目5～7番を市の給水区域から削除（島本町の給水区域に編入）
15. 3	高槻市・島本町連絡管布設（口径200耗）（災害応援体制）
15. 12	水道通水60周年記念碑を中央水源地跡に建立
15. 12	大冠給水区域拡大（宮野町）
16. 1	大冠給水区域拡大（総持寺団地）
16. 2	大冠給水区域拡大（栄町四丁目、芝生町三・四丁目）
16. 3	大冠給水区域拡大（柳川町一・二丁目）
16. 3	水道工事談合訴訟16業者と和解
17. 2	大冠給水区域拡大（松原町・緑町）
17. 3	岡本山配水池廃止（阿武野配水池系に統合）
18. 3	大冠給水区域拡大（芝生町二丁目・府営住宅）
18. 4	第6次水道施設等整備事業計画始まる
19. 2	夜間・休日の水道施設運転監視業務委託開始
19. 3	大冠給水区域拡大（津之江町二丁目）
20. 4	窓口収納業務を滞納整理業務に加え民間委託
20. 10	市内27事業者で構成される高槻市災害復旧協力会と水道施設等の災害復旧に関する協定書締結
22. 3	耐震性貯水槽設置（古曽部防災公園）（容量100m ³ ）
22. 3	神内一丁目7番の一部を島本町の給水区域に編入
22. 4	府営水道値下げ実施 88円10銭／m ³ （平成12年10月）から78円／m ³ （マイナス11.46%：平成22年4月1日改定）
22. 10	水道料金改定実施（22年6月議決）平均改定率マイナス2.3%、料金体系の見直し（基本水量制の廃止、水量区分の見直し）
22. 11	大阪広域水道企業団設立（大阪府知事による設立許可、37市町村で発足）
23. 1	大阪広域水道企業団を構成する市町村に5市が追加（受水団体の全42市町村で構成）
23. 3	東日本大震災により東北地方太平洋沖地震高槻市支援対策会議設置（3月22日） 【日本水道協会大阪府支部による岩手県での応急給水活動への職員派遣】 計41日間、延べ102人を派遣（3月～6月）
23. 3	第7次水道施設等整備事業計画策定
23. 3	大阪府水道部廃止（事業は平成23年4月1日付けで大阪広域水道企業団が承継）
23. 4	大阪広域水道企業団事業開始に伴い、同企業団、受水42市町村、泉北水道企業団及び大阪府と大阪広域水道震災対策相互応援協定書締結
24. 3	水安全計画策定
24. 3	財団法人高槻市水道サービス公社廃止 （公益事業・収益事業は平成24年4月1日付けで高槻市水道事業が承継）
24. 4	簡易水道事業（檜田地区・川久保地区）を廃止し、水道事業へ統合（事業の全部譲受）
24. 4	水道事業の設置等に関する条例一部改正（簡易水道事業を水道事業へ統合、減債積立金・建設改良積立金を条例化）
24. 4	給水条例一部改正（条例名を水道事業条例に変更、簡易水道事業を水道事業へ統合、水道布設工事監督者配置基準・同資格要件、水道技術管理者の資格要件を条例化）
24. 4	財団法人高槻市水道サービス公社の廃止に伴い、検針及び開閉栓業務を民間委託
24. 4	料金課にお客さまセンターを開設

年月	事 項
平成	
24. 4	委託業者である第一環境株式会社と災害時応援協定書締結
24. 8	集中豪雨により天神山第1配水池西側法面の崩壊
24. 9	高槻市・島本町配水管相互連絡管維持管理及び応援給水協定締結
25. 4	大阪広域水道企業団値下げ実施 78円／m ³ （平成22年4月）から75円／m ³ （マイナス3.8%:平成25年4月1日改定）
25. 4	工業用水道水の水道水への混入事故 （東レフィルム加工(株)におけるクロスコネクション）
26. 4	水道料金改定実施（25年12月議決）消費税率改定分転嫁
26. 4	平成26年度予算・決算から新会計基準施行
26.11	総合スポーツセンター耐震性貯水槽設置（容量100m ³ ）
26.12	深沢町一丁目ほか配水管改良工事において仕切弁操作による濁水事故（約6,000戸）
27. 1	浄水管理センター 水道GLP認定取得【認定番号：JWWA-GLP117】 （認定範囲：水道水・浄水 水質基準51項目）
27. 3	大冠給水区域一部拡大 （芝生町二・三丁目、川添二丁目、寿町三丁目、栄町二・三・四丁目 の一部）
27. 4	「高槻市保健所所管の水道水質基準に係る水質分析を浄水管理センターに依頼することに関する覚書」締結
27. 7	大冠給水区域一部拡大（寿町一・三丁目、栄町二丁目 の一部）
28. 1	寒波による凍結・破損事故 本管事故0件、屋内凍結等16件、内止水栓閉栓対応6件
28. 3	芥川系統切替完了（芥川系統→奈佐原系統）
28. 3	第8次水道施設等整備事業計画策定
28.10	水道料金改定実施（28年3月議決）平均改定率2.38%
28.12	芥川受水場及び天神山第1配水池廃止
28.12	大冠給水区域一部拡大（芝生町二丁目、栄町一・二・三丁目、寿町一丁目 の一部）
29. 9	五領受水場 五領分岐より全量直送開始（工事完了は30. 3）
29.11	大冠給水区域一部拡大（寿町三丁目、芝生町二丁目 の一部）
30. 3	安満遺跡公園耐震性貯水槽設置完了（容量200m ³ ）
30. 4	大阪広域水道企業団値下げ実施 75円／m ³ （平成25年4月）から72円／m ³ （マイナス4.0%:平成30年4月1日改定）
30. 6	大阪府北部地震発生 大阪広域水道企業団水道施設破損により市内一部地域で 断水（清水受水場系統）・濁水（大冠浄水場系統等）等が発生
30. 7	水道料金改定実施（平成30年3月議決）平均改定率マイナス1.01%
30. 9	台風第21号の影響により、市内一部地域（樫田配水池系統）に断水が発生
30. 9	大冠給水区域一部拡大（西町、柳川町一丁目 の一部）
31. 1	八丁西町地区ほか口径150～100配水管布設工事において 地中配電線切断事故が発生（5か所で停電）
令和元.6	高槻市水道事業審議会「高槻市水道事業の今後の事業経営について」諮問
元. 7	朝日町災害対策連絡管区域を奈佐原配水系統に復元
元.10	水道料金改定実施（31年3月議決）消費税率改定分転嫁
2. 1	野田三丁目地区ほか配水管改良工事において道路陥没事故
2. 5	阿武野、阿武山、大和第1給水区域一部変更（塚原一～三丁目 の一部）
2. 6	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、水道料金基本料金の5割減額を実施 （令和2年6月検針分～9月検針分）
2. 7	大雨による土砂崩れのため樫田浄水場の導水管が破損、仮設取水ポンプにて代用
2. 8	高槻市水道事業審議会「高槻市水道事業の今後の事業経営について」答申
2.11	大冠給水区域一部拡大（津之江町一丁目 の一部）

年月	事 項
令和	
3. 1	寒波による凍結・破損事故 屋内凍結等156件、内止水栓閉栓等対応58件
3. 3	大冠給水区域一部拡大（北柳川町、栄町一丁目 の一部）
3. 3	第9次水道施設等整備事業計画策定
3. 3	高槻市水道事業基本計画・高槻市水道事業基本計画実施計画 （令和3年度～令和12年度）策定
3. 4	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、水道料金基本料金の5割減額を実施 （令和3年4月検針分～5月検針分）
3.10	和歌山市六十谷水管橋破損に伴う応急給水活動の応援派遣を実施（和歌山県和歌山市）
4. 3	防災啓発動画「自ら水から備えようーたかつき『みずから』防災ー」を配信
4. 6	芝谷町地区ほか給水管漏水に伴うガス管サンドブラスト事故発生 （ガス供給停止戸数：約50戸）
4. 8	辻子一丁目地区ほか配水管布設工事における濁水発生（約9,000戸）
4. 9	原油価格や物価高騰の影響を踏まえ、水道料金基本料金の無償化を実施 （令和4年9月検針分～12月検針分）
5. 1	大冠給水区域一部拡大（津之江町一丁目の一部）
5. 1	寒波による凍結・破損事故 屋内凍結等46件、内止水栓閉栓等対応33件
5. 8	高槻市水道事業審議会「将来にわたり安定した経営を行うための方策について」諮問
5. 9	物価高騰の影響を踏まえ、水道料金基本料金の無償化を実施 （令和5年9月検針分～12月検針分）
6. 1	物価高騰の影響を踏まえ、水道料金基本料金の無償化を2か月間延長 （令和6年1月検針分・2月検針分）
6. 2	令和6年能登半島地震に伴う応急給水活動の災害派遣を実施（石川県穴水町）
6. 3	令和6年能登半島地震に伴う応急復旧活動の災害派遣を実施（石川県能登町）
6. 5	高槻市水道事業審議会「将来にわたり安定した経営を行うための方策について」答申
6.11	物価高騰の影響を踏まえ、口径13・20・25mmの水道料金基本料金の無償化を実施 （令和6年11月検針分～令和7年2月検針分）
6.11	水道部庁舎の耐震改修工事の完了
7. 1	高槻市上下水道耐震化計画(令和7～11年度)策定
7. 2	水道施設運転監視等業務委託の拡大（夜間・休日に加え平日昼間を委託）
7. 2	寒波による凍結・破損事故 屋内凍結等28件、内止水栓閉栓等対応7件
7. 3	大冠浄水場非常用発電機棟新築工事完了
7. 3	水道料金改定案可決(令和7年10月実施) 平均改定率 15.01% （令和7年10月から令和10年3月までは激変緩和措置を実施）
7. 6	環境省令により、水道におけるPFOS及びPFOAについて、水質基準を50ng/L以下 に設定（令和8年4月1日施行）
7. 9	高槻市災害復旧協力会との災害協定に、応急給水活動を追加し、 「災害等発生時における応急対策活動への応援に関する協定書」を締結
7.11	貯水機能付給水管整備計画(令和8～12年度)策定
7.12	水道部庁舎敷地内に貯水機能付給水管を設置
8. 2	「高槻市水道事業経営戦略（令和8～17年度）」改定
8. 2	寒波による凍結・破損事故 屋内凍結等6件、内止水栓閉栓等対応3件
8. 3	樫田浄水場取水地点の変更及び除濁設備築造工事の完了
8. 3	元芥川受水場売却（移転登記令和8年3月19日）

3 業務量の推移

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政区域内人口（人）	349,064	347,979	346,151	344,811	343,071
給水区域内人口（人）	349,058	347,971	346,143	344,804	343,063
給水人口（人）	349,053	347,966	346,139	344,803	343,062
給水戸数（戸）	168,361	169,009	167,853	168,533	168,879
普及率（％）	99.99	99.99	99.99	99.99	99.99
総給水量（m ³ ）	36,618,280	36,057,685	36,240,785	36,256,598	36,264,467
自己水・地下水（m ³ ）	12,041,043	12,082,895	12,093,243	12,076,318	12,155,272
自己水・表流水（m ³ ）	111,646	97,951	102,518	108,152	111,442
企業団水（m ³ ）	24,465,591	23,876,839	24,045,024	24,072,128	23,997,753
受水率（％）	66.81	66.22	66.35	66.39	66.17
1日最大給水量（m ³ ）	108,340	107,756	104,794	106,099	105,986
1日平均給水量（m ³ ）	100,324	98,788	99,019	99,333	99,355
負荷率（％）	92.60	91.68	94.49	93.62	93.74
1人1日最大給水量（ℓ/人・日）	310	310	303	308	309
1人1日平均給水量（ℓ/人・日）	287	284	286	288	290
有収水量（m ³ ）	35,065,526	34,291,473	33,975,545	33,856,362	33,565,452
有収率（％）	95.76	95.10	93.75	93.38	92.56
導送配水管延長（m）	1,074,515	1,075,522	1,075,577	1,074,698	1,073,434
配水能力（m ³ /日）	112,393	112,393	112,393	105,494	105,494
収益的収入（千円）	6,172,529	6,093,385	5,980,204	5,904,652	7,000,527
収益的支出（千円）	5,237,457	5,295,881	5,196,579	5,370,149	5,415,656
単年度損益（千円）	935,072	797,504	783,625	534,502	1,584,871
累積損益（千円）	1,834,907	1,702,411	1,696,035	1,450,538	2,505,408
資本的収入（千円）	38,599	45,338	617,433	636,183	229,140
資本的支出（千円）	2,251,428	2,124,048	3,281,153	3,795,992	3,419,219
単年度過不足額（千円）	△2,212,829	△2,078,710	△2,663,720	△3,159,809	△3,190,079
給水原価（円）	131.47	137.32	136.64	140.16	145.32
供給単価（円）	143.04 (146.64)	131.52 (146.32)	124.09 (146.57)	133.04 (146.66)	151.19
職員数（人）（管理者除く）	88	86	88	84	74

※ 行政区域内人口は、島本町の給水区域に編入分を含まない。

※ 導送配水管延長は、口径50耗以上を対象としている。

※ 令和3年度におけるカッコ内の数値は、新型コロナウイルス感染症の支援策として行った基本料金の減額を含まない場合。

※ 令和4年度から令和6年度におけるカッコ内の数値は、物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図るために行った基本料金の無償化分を含まない場合。

※ 給水戸数は閉栓を除く開栓戸数としているが、令和3～4年度の共用計算適用建物において一部閉栓を含む最大戸数から算定している。なお、令和3年度から令和4年度の一部閉栓を含まない戸数はそれぞれ、166,417戸、166,962戸である。